

報告第7号

損害賠償の専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

平成30年6月8日提出

天理市長 並 河 健

専決第8号

専 決 処 分 書

平成26年3月29日午後2時頃天理市杣之内町373番地の御経野改良住宅の敷地内の公園で発生した滑り台からの転落事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第2号及び第3号の規定により、専決処分する。

平成30年5月9日

天理市長 並 河 健

記

損害賠償額 300,000円